

第1節 商号の登記

第1 商号の登記

1 商号新設の登記

商号	甲野太郎呉服店
営業所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
会社法人等番号	0100-04-000455
商号使用者の氏名及び住所	東京都千代田区大手町一丁目3番3号 甲野太郎
営業の種類	呉服類の販売
登記記録に関する事項	新設 平成19年10月 1日登記

2 営業所移転による登記

(1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合

営業所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号	
	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	平成19年11月 1日移転 平成19年11月 8日登記

(2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合

ア 旧所在地である場合

営業所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
-----	-------------------

登記記録に関する事項	平成19年11月1日東京都新宿区北新宿一丁目8番23号に 営業所移転 平成19年11月 8日登記 平成19年11月 8日閉鎖
------------	---

イ 新所在地である場合

商号	甲野太郎呉服店
営業所	東京都新宿区北新宿一丁目8番23号
会社法人等番号	0111-04-000455
商号使用者の氏名及び住所	東京都千代田区大手町一丁目3番3号 甲野太郎
営業の種類	呉服類の販売
登記記録に関する事項	新設 平成19年11月12日登記

3 商号の譲渡による登記

(1) 譲受人の登記

商号	霞が関和菓子店
営業所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
会社法人等番号	0100-04-000456
商号使用者の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関一丁目3番3号 法務花子
営業の種類	和菓子の製造販売
登記記録に関する事項	平成27年10月5日東京都千代田区霞が関一丁目2番2号法務太郎から商号譲渡 平成27年10月 5日登記

(2) 譲渡人の登記

登記記録に関する事項	平成27年10月5日東京都千代田区霞が関一丁目3番3号法務花子に商号譲渡 平成27年10月 5日登記 平成27年10月 5日閉鎖
------------	--

(3) 営業譲渡の際の免責の登記

商号譲渡人の債務に関する免責	譲受人丙野次郎は譲渡人甲野太郎の債務を弁済する責任を負わない。 平成19年10月 8日登記
----------------	--

【注】 会社が商号の譲受人である場合については、第4節株式会社の第2の1の(4)の例参照。

4 商号の相続による登記

(1) 相続人の登記

商号	霞が関和菓子店
営業所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
会社法人等番号	0100-04-000456
商号使用者の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関一丁目3番3号 法務花子
営業の種類	和菓子の製造販売
登記記録に関する事項	平成27年10月5日東京都千代田区霞が関一丁目2番2号法務太郎から相続 平成27年10月 5日登記

(2) 被相続人の登記

登記記録に関する事項	平成27年10月5日東京都千代田区霞が関一丁目3番3号法務花子に相続 平成27年10月 5日登記 平成27年10月 5日閉鎖
------------	--

5 登記事項の変更による登記

(1) 商号を変更した場合

商号	<u>甲野太郎呉服店</u>	
	甲野呉服店	平成19年10月 1日変更 ----- 平成19年10月 8日登記

(2) 営業所を変更した場合（住居表示の実施）

営業所	<u>東京都新宿区柏木一丁目1番地</u>	
	東京都新宿区北新宿一丁目1番1号	平成19年10月 1日住居表示実施 ----- 平成19年10月 8日登記

(3) 商号使用者が住所を移転した場合

商号使用者の氏名及び住所	<u>東京都新宿区北新宿一丁目1番1号</u>	
	<u>甲野太郎</u>	
	東京都新宿区北新宿三丁目2番1号	平成19年10月 1日移転 ----- 平成19年10月 8日登記
	甲野太郎	

(4) 商号使用者の住所を変更した場合（行政区画等の変更に伴う変更）

商号使用者の氏名及び住所	東京都新宿区北新宿四丁目8番1号	
	甲野太郎	
	東京都新宿区北新宿五丁目1番1号	平成19年10月 1日変更
	甲野太郎	平成19年10月 8日修正

〔注〕 行政区画，郡，区，市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う地番の変更等並びに土地改良事業又は土地区画整理事業に伴う地番の変更等があった場合の登記年月日項目は「登記」とする。

(5) 商号使用者の氏名を変更した場合

商号使用者の氏名及び住所	東京都新宿区北新宿一丁目1番1号	
	甲野太郎	
	東京都新宿区北新宿一丁目1番1号	平成19年10月 1日氏変更
	乙村太郎	平成19年10月 8日登記

〔注〕 名の変更による場合の原因項目は「名変更」とする。

(6) 営業の種類を変更した場合

営業の種類	呉服類の販売	
	1 衣料品及び化粧品の販売 2 前号に関する事項	
	平成19年10月 1日変更	平成19年10月 8日登記

6 商号廃止の登記

登記記録 に関する 事項	平成20年4月1日商号廃止
	平成20年 4月 8日登記 平成20年 4月 8日閉鎖

7 商号登記の抹消

(1) 抹消判決に基づき申請のあった場合

登記記録 に関する 事項	平成20年4月1日商号登記抹消
	平成20年 4月 1日閉鎖

(2) 商業登記法第33条の規定による場合

登記記録 に関する 事項	平成20年4月1日商業登記法第33条の規定により商号登記抹消
	平成20年 4月 1日閉鎖

第2節 未成年者及び後見人の登記

第1 未成年者の登記

1 未成年者の登記（初めてする場合）

会社法人 等番号	0100-04-000567		
未成年者 の氏名、 出生の年 月日及び 住所	東京都港区白金台一丁目1番1号 甲野太郎 平成2年5月1日生		
営業所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号		
営業の種 類	食堂の経営		
登記記録 に関する 事項	新設 平成19年10月 1日登記		

2 営業所移転による登記

(1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合

営業所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号		
	東京都千代田区大手町一丁目3番3号	平成19年11月	1日移転
		平成19年11月	8日登記

(2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合

ア 旧所在地である場合

営業所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
-----	-------------------

登記記録に関する事項	平成19年11月1日東京都港区東麻布二丁目11番1号に営業所移転 平成19年11月 8日登記 平成19年11月 8日閉鎖
------------	--

イ 新所在地である場合

会社法人等番号	0100-04-000567
未成年者の氏名、出生の年月日及び住所	東京都港区白金台一丁目1番1号 甲野太郎 平成2年5月1日生
営業所	東京都港区東麻布二丁目11番1号
営業の種類	食堂の経営
登記記録に関する事項	新設 平成19年11月 8日登記

3 登記事項の変更による登記

(1) 未成年者の氏名を変更した場合

未成年者の氏名、 出生の年月日及び 住所	東京都港区白金台一丁目1番1号	
	甲野太郎	
	東京都港区白金台一丁目1番1号	平成19年12月 1日氏変更
	乙野太郎 平成2年5月1日生	平成19年12月10日登記

〔注〕 未成年者が養子縁組等により氏を変更した例である。

(2) 営業所を変更した場合（住居表示の実施）

営業所	東京都港区白金台一丁目1番地	
	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号	平成19年11月 1日住居表示実施
		平成19年11月 8日登記

(3) 営業の種類を変更した場合

営業の種類	食堂の経営	
	1 食堂及び喫茶店の経営 2 前号に附帯する事項	
	平成19年11月 1日変更	平成19年11月 8日登記